

災害時における復旧支援協力に関する協定書

広島県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の18で準用する第15条の2の規定に基づき、地震をはじめとする災害等（以下「災害等」という。）により甲の管理する下水道管路施設（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに行う乙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を図るため、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めるものとする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関し、次に掲げる業務の支援（以下「復旧支援」という。）を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の機能の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃等）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の規定による復旧支援の要請（以下「支援要請」という。）に関する甲の連絡窓口は広島県土木建築局下水道公園課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部広島県部会とする。

3 甲の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、前項の規定による甲の支援要請を受けたときは、速やかに必要な人員、機材等を準備し、復旧支援を実施しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき乙の会員が甲に対して行った復旧支援に要した費用は、甲の負担とする。

2 甲は、前項の費用の算定について、乙の見積りを参考にして積算し、別途契約を締結し、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（報告）

第4条 乙は、復旧支援業務が終了したときは、速やかにその状況を報告書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲に対し、毎年3月31日現在における、支援要請に対する協力が可能な乙の会員、提供可能な車輛等の機器及び人員を報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等の電子データを、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管するものとし、本協定の目的以外に使用してはならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があったときは、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったときは、復旧支援に協力する乙の会員に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 復旧支援に協力する乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを復旧支援及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合については、前2項を準用する。

(広域被災)

第7条 乙は、甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置されたときは、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から協定終了の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めを違反したときは、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自その1通を所持する。

平成29年6月16日

甲 広島県
代表者 広島県知事

湯崎 英彦

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

長谷川 健司